

仙台市立東仙台中学校 いじめ防止基本方針

1 目 的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

仙台市立東仙台中学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめが起きにくい学校風土づくりと、早期発見・早期解消を目指して、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本方針として、「仙台市立東仙台中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

＜ いじめの防止等の対策に関する基本理念＞ （法第3条より）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸なって取り組んでいくこととする。

(2) いじめの定義

<いじめの定義> (法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要であること、また、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

[具体的ないじめの態様の例]

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、

直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報をして、警察と連携した対応を取ることが重要である。

本校は、上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるとの認識をもって、対応に当たる。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる必要がある。また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へつ変わることにも注意することが大切である。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

また、発達障害のある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を理解する認識をもちにくいこともある。これらの点に十分に留意する必要がある。

(4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、「いじめゼロを目指して」をスローガンに、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携の下、以下の基本的な考え方に留意して取り組むものとする。

① いじめの防止

[主な事項]

- ・いじめを生まない人間関係づくりなどの教育活動を通じた児童生徒への指導
- ・児童生徒の自主的な取組の促進・支援
- ・いじめの理解・防止等に関する児童生徒や保護者への啓発(ネットいじめも含む)
- ・教職員の資質向上のための研修の実施

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要であ

る。そして、いじめが起きにくい学校風土づくりが肝要であり、「規律」「学力」「自己有用感」を定着させ、いじめに向かわない生徒の育成が重要である。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった生徒なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないと考えからである。そのために本校では、特に「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」を中心に学校教育活動全体を通じた、計画的な指導を行うことを考えた。年間をとおして生徒指導目標の達成に向けて、生徒指導のマネジメントサイクルを意識した取組を実践していき、これまで単発で取り組まれてきたものを、相互に関連づけ、ひとつの明確な意図のもとに実行していくことにより、確実かつ効果的なものに変えていこうとする試みである。また、いじめ問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことも重要である。また、学校だよりや生徒指導だより等によって、いじめ問題について保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携していじめの防止等に取り組んでいきたいと考える。さらに、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめの当事者である場合なども含めて、いじめの問題の特性を十分理解した上で、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることが大切である。

② いじめの早期発見

[主な事項]

- ・学校としてのいじめ実態把握・早期発見のための取組
- ・児童生徒、保護者ごとにいじめの相談体制の明確化及び周知
- ・いじめの情報を把握した場合の情報集約、いじめの発見・把握のための校内ルールや注意事項などの整理

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。また日頃から、生徒や保護者が相談しやすい体制をつくり、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全生徒アンケート調査や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。さらに、いじめ発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

③ いじめへの対処

[主な事項]

- ・いじめの事実確認のための調査、その後の対応、改善の指導など、学校としてのいじめの対応についてまとめ整理
- ・いじめ問題に関する指導記録等の作成・保存

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、教育相談担当、教頭を通じて校長に報告し、いじめ対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。また、いじめられた生徒およびいじめた生徒への対応は、特に次に掲げる店に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明の上、適切な連携を図ることが不可欠である。なお、いじめが一旦解決したと思わ

れる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが、生徒の心のケアが必要なケースも考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行っていないといけない行為であることが自覚できるように指導する。

④ 家庭や地域との連携

[主な事項]

- ・ P T A や地域との共催，連携によるいじめの理解(ネットいじめを含む)や啓発に関する取組(協働型学校評価の目標としての検討も含む)
- ・ 学校基本方針や学校はいじめ防止等の取組の広報・周知
- ・ 児童生徒が異年齢児童生徒や地域の大人と関わる機会などの設定

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめ問題に関する共通理解のもと、家庭との緊密な連携が不可欠である。いじめ防止を視野に入れた協働型学校評価目標を設定し、学校、保護者、地域が一体となって取り組んでいく必要がある。また生徒の校外生活の様子を、地域の方々と連携を図り、見守っていくことも必要である。

さらに、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり協力する態度を育むうえからも、故郷復興プロジェクトや小中連携行事の促進を行っていくことも重要である。地区生徒会や健全育成ボランティア活動においても、異年齢生徒の交流を目指した縦割り活動を推進していきたいと考える。

⑤ 関係機関との連携

[主な事項]

- ・ いじめの防止等のための関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に本校においては、東仙台中学校区健全育成連絡協議会を中心に、東仙台交番、東部市民センターなどとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

3 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 東仙台中学校いじめ対策委員会

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「東仙台中学校いじめ対策委員会」(以下「本校対策委員会」という。)を設置する。委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ不登校担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーによるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求め

ることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画，マニュアル，チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめ防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認，実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの相談・通報の窓口
- オ. いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査，対応や指導等の方針決定など)
- カ. その他いじめの防止等に関する重要事項

② 東仙台中学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめ重大事態が発生し，市教育委員会より，学校が主体となった調査を行うよう指示があった場合には，校長は「東仙台中学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし，学校評議員，PTA役員，学校医などの学校以外の委員を加えるなど，公平性・中立性の確保に努めた構成により，「東仙台中学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。具体的には，あらかじめ校長が「東仙台中学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき，対象事案が発生した場合には，委員を任命し，迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- 本校の研究主題を「コミュニケーション能力の向上を目指す指導の工夫」と設定し，主に「道徳」をとおして生徒がいじめに向かわない心や態度の育成に取り組む。
- 総合的な学習の時間や特別活動において，東仙3大行事(合唱祭，文化祭，継走祭)において，実行委員会を組織し，自分たちの手で学校行事を運営して行くことをとおして，成就感や達成感を味わわせ，自己有用感がもてるよう支援する。
- 年間をとおして，生徒指導目標の達成に向けてPEACEメソッドのマネジメントサイクルを導入し，それぞれの教育活動をひとつの明確な意図のもとに実行していくことにより，いじめが起きにくい学校風土づくりを目指す。
- 健全育成ボランティア「スーパーアルカス」において，いじめ問題を取り上げ，いじめ撲滅劇や非行防止宣言を実施する。
- 生徒会において，いじめゼロ運動を実施し，いじめゼロ宣言やいじめゼロ標語，いじめゼロポスター等の活動を行う。
- 生徒指導だよりを活用し，本校いじめ防止基本方針の周知徹底を行う。また，いじめ問題について取り上げ，家庭での話題にしてもらい，いじめに対する理解が深まるよう啓発する。
- 全校集会等でいじめ問題についての話をしていくことで，いじめに対する意識の向上や生徒自らが深く考える機会とする。
- 全教職員に対していじめ問題に関する資料を随時提示し，常にいじめに対して敏感な危機対応能力の育成を図る。
- いじめ防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るために，教育委員会主催の研修会に積極的に参加するとともに，校内の研修会を実施する。

② いじめの早期発見

- 毎月全校生徒対象に「生活振り返りシート」を実施し、自らの生活態度を振り返らせるとともに、友達関係に関する悩み等の実態を把握する。
- 年2回全校生徒対象に「学校生活アンケート」実施し、さらに詳しくいじめの有無や実態の把握に努める。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するために、年間2回家庭訪問や三者面談を実施する。
- 事故報告書の回覧や口頭等により、いじめの情報の集約化を図り、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。
- いじめ対策委員会や、生徒指導担当者により週一回程度の定期的な情報交換会を通して、いじめ等の問題行動の共通理解を図る。
- 全職員が「いじめ兆候チェックポイント表」共有し、いじめの早期発見に努める。

③ いじめへの対処

- 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめの対処に当たっての「いじめ防止マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、いじめ対策委員会を中心に、適切に対応する。
- 事故報告書で関係職員に回覧することにより、情報の共有を図り、いじめ問題に関する指導記録を蓄積し、次年度引き継ぎ資料として活用する。
- 事故記録一覧を作成し、いつ誰がどのような事件・事故に関わったかを明確にする。

④ 家庭や地域との連携

- 協働型学校目標として「コミュニケーション能力の向上」を掲げ、自分の意見や考えをきちんと表現できる生徒の育成を、学校・家庭・地域全体で取り組んでいく。学校においては発表の機会の拡充、家庭では会話時間の確保、地域ではあいさつ運動の活発化である。
- 学校ボランティア巡視員を活用し、校外生活の見守りや声かけ等の連携を強化する。
- 学校だより、生徒指導だよりおよびHPを活用し、いじめ防止基本方針の周知徹底及び学校の様子を広報し、保護者や地域の方々に理解と協力を呼びかけていく。
- 故郷復興プロジェクト等の健全育成ボランティア「スーパーアルカス」の活動を通して、小中連携を図っていく。
- 生徒会合同会議等で、小学校の児童会との連携を図り、いじめゼロポスターなどの活動を実施していく。

⑤ 関係機関との連携

- 仙台東警察署と連携し、非行防止教室やいじめ撲滅劇等の企画・運営を進めていく。
- 健全育成連絡協議会において、いじめ防止ののぼり旗を作成するなど、地域の方々にもいじめゼロ運動に参加してもらい、いじめ基本方針の啓蒙を行う。
- いじめの重大事案が発生した際、学校以外の委員を加えたいじめ調査委員会を組織し、公平性・中立性を確保し、客観的な意見の集約を図る。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また，この場合の例として，

- 児童生徒が自殺を企図した場合。
- 身体に重大な傷害を負った場合。
- 金品等に重大な被害を被った場合。
- 精神性の疾患を発症した場合。

などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には，直ちに，市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば，重大事態が発生した場合には，学校が主体となって調査を行う場合と，学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ，その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって，市教育委員会の指示により，学校が主体となって調査を行う場合は，校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して，適切に取り組む。また，市教育委員会が主体となって調査を行う場合には，その調査に協力する。

参考＜重大事態の調査主体と調査組織＞ 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより，当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- いじめにより，当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

学校に設置の「いじめ対策委員会」を母体として，学校評議員，PTA役員，学校医などの学校以外の委員を加えるなど，公平性・中立性の確保に努めた構成により，「東仙台中学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
ただし，従前の経緯や事案の特性，いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ，学校主体の調査では，重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には，市教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

[調査組織]

条例によりあらかじめ設置される仙台市いじめ問題専門委員会（市教育委員会の附属機関）を調査組織とする。

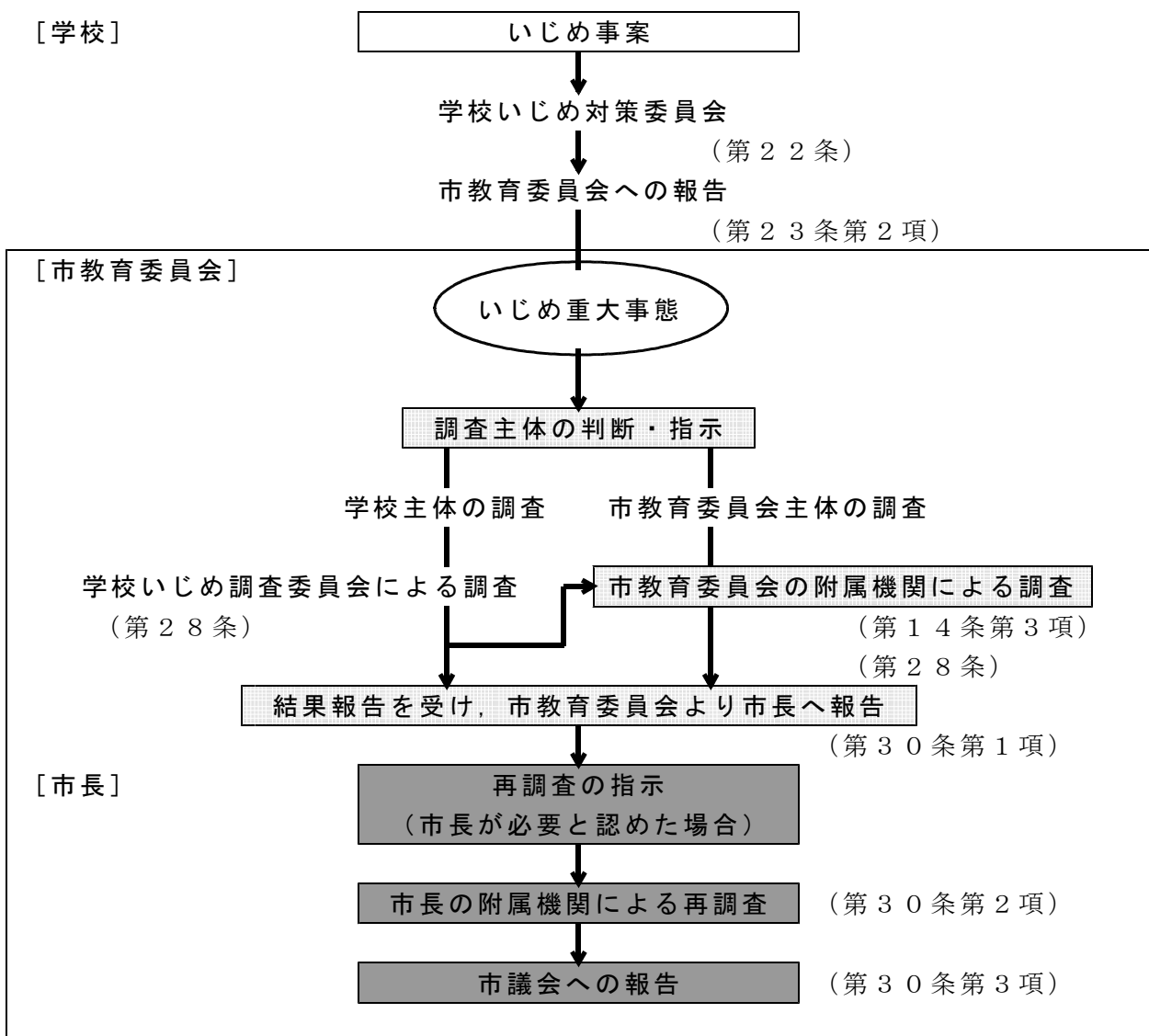
③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

④ 重大事態発生時の対応 概要フロー図



4 その他の重要事項

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見が合った場合は、広く意見を伺い、十分に検討した上で必要な見直しを行う。

いじめに係る特別委員会 設置要項および構成委員

1 東仙台中学校いじめ対策委員会

(1) 設置要項

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「東仙台中学校いじめ対策委員会」を設置する。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画，マニュアル，チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめ防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認，実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの相談・通報の窓口
- オ. いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査，対応や指導等の方針決定など)
- カ. その他いじめの防止等に関する重要事項

(2) 構成委員

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・いじめ不登校担当教諭
- ・教育相談担当教諭 ・学年主任 ・特別支援コーディネーター
- ・養護教諭 ・スクールカウンセラー

- ・中学校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。
- ・ただし、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

(3) 年間計画

4	PEACEメソッド [®] ③(ActionPlanning) 生活振り返りシート作成・開始(毎月)	10	
5	第1回いじめ対策委員会 いじめゼロ運動① PEACEメソッド [®] ④(Coping)	11	学校生活アンケート②実施 故郷復興プロジェクト いじめゼロ運動②
6	学校生活アンケート①実施	12	第3回いじめ対策委員会
7	非行防止教室	1	
8	第2回いじめ対策委員会 いじめ・不登校対策校内研修会 PEACEメソッド [®] ⑤(Evaluation) スーパーアルカスいじめ防止劇	2	PEACEメソッド [®] ①(Prepartion)
9	PEACEメソッド [®] ⑥(Coping)	3	PEACEメソッド [®] ②(Education)

2 東仙台中学校いじめ調査委員会

(1) 設置要項

法第28条第1項に定めるいじめ重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う組織として、「東仙台中学校いじめ調査委員会」を設置する。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

重大事態が発生し、市教育委員会の指示により、学校が主体となって調査を行う場合に、学校長が委員を任命し、迅速に対応する。

(2) 構成委員

- [校内]
- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・いじめ不登校担当教諭
 - ・教育相談担当教諭 ・学年主任 ・特別支援コーディネーター
 - ・養護教諭 ・スクールカウンセラー
- [校外]
- ・学校評議員 ・PTA役員 ・学校医 ・仙台市青少年健全育成委員(学区内)